

第四章 近代の贈位と人物顕彰をめぐる基礎的考察

—新聞資料の分析から—

及川祥平

## はじめに

地域をはじめとするなんらかの集団や個人における、歴史上の人物をめぐる志向性や思い入れの顕在化を歴史的に位置づけて理解する時、ローカルな価値観と、ナショナルあるいは個々のローカルな場・集団を越えたレベルで共有されている価値観との交錯によって、歴史上の人物が郷土の偉人や「ゆかり」の人物として立ち現れてくるような場合がある。すでに筆者は、茅ヶ崎市における大岡忠相をめぐる「ゆかり」の意識が、どのように立ち現れて現状に至っているのかを、忠相にちなむ祭礼の歴史を記述しつつ明かにしているが〔及川 二〇一〇〕、その際、忠相にちなむ祭というローカルな現象には、主として二つの地域外的な力の影響があったことを論じた。第一に、大正元年（一九一二）の忠相への「贈位」、第二に講演や映画、テレビドラマといった歴史を題材とする娯楽文化の存在である。もともと、拙稿では、それらの地域外的な影響の時代的背景や文脈、その他の事例における影響の程度については最小限触れるにとどまった。

そこで、本稿では特に近代の贈位に焦点をあてて、それに対する各地の様々な対応を俯瞰してみたい。忠相への贈位は、茅ヶ崎（あるいは旧小出村）において、確かに忠相と地域との関係性をめぐる意識に作用したが、同時代において、贈位とはどのような意味を担い、他の地域（あるいは人物）においてはどのように作用したのだろうか。本稿で行うのは、人物顕彰の近代的状況を、贈位を起点として眺望する作業である。この作業は、近代的なコンテクストを把握することで忠相をめぐる拙稿の内容を補足する意味を担う。加えて、同作業は、忠相以外の事例へと視点を転じていくための基礎的考察ともなる。ここで、本研究とグローバル研究の関係について言及しておく。

拙稿ですでに言及したように、筆者は人を神に祀る風習研究に取り組んでいるが、その際の立場として、人物をめぐるローカルな歴史認識とそれに基づく文化現象の一つとして人物の祭祀を位置づける観点を提起している。具体的に言えば、人物の祭祀を中心に据えて、ローカルな人物をめぐる認識や文化現象の歴史記述に取り組んでいる。そのようなローカルな歴史

認識・文化現象は、支配的な歴史観との緊張関係や、歴史に題材をとった文芸諸作品を主要な媒体とする歴史志向の影響の中で形成され、変容してきた。そのようなローカル外的な諸力の作用とそれへの対応を、ローカルを起点として歴史的に描き出すことは、日本社会が「グローバル化に起因する文化変化を重層的に内在化してきた」ことの解明に資するものであると考える。すでに述べたように、本稿は、以上の問題意識のもとに刊行した拙稿を補足すべく、ローカルな場ではなく、そこに作用する地域外的な諸力に焦点を合わせたものである。

### 一・先行研究の整理と問題の所在

日本民俗学において、近代の人物顕彰は記憶論的な「人を神に祀る風習」研究の文脈で取り上げられている〔小松二〇〇〇、二〇〇二、二〇〇八、矢野 二〇〇六、山 二〇〇九〕。それらについてはすでに拙稿で整理を行ったので、ここではふれない〔及川 二〇一〇〕。筆者は先行研究をふまえて、歴史上の人物をめぐる人々の志向性や「思い入れ」を歴史的に把握するという視点を提起しているが、先行研究においてはそうした心意の形成・変容の過程における「贈位」の作用に着目する研究は見られない。わずかに、新谷尚紀によつて戦国武将の資源化論の中で言及されているのみである〔新谷二〇一〇〕。

一方、人物顕彰への記憶論的アプローチは社会史学の分野でも議論の蓄積がある。たとえば、阿部安成は、井伊直弼・佐久間象山・岩瀬忠震の顕彰の過程を記念碑を焦点として明らかにしている〔阿部 二〇〇八a、二〇〇八c、二〇〇八d、あるいは二〇〇八b〕。人物や事件をめぐる記念顕彰行為への記憶論的アプローチと筆者の立場との関係について整理しておく。本稿が「贈位」に視点を据えることはすでに述べたが、この点を記憶論的なチームで表現するならば、人物の共記憶化・再記憶化を促す契機の一つとして「贈位」を位置づけ、その基礎的理解を得ることが本稿の目的である。

また、近代史学では近年の歴史認識論の隆盛と明治維新史への関心から、贈位を含む顕彰行為についての議論が蓄積され

ている。ここでは天皇制的歴史観の形成・普及との関係を論じる羽賀祥二、高木博志、高田祐介、長南伸治の業績を紹介しておく。

羽賀祥二は『明治維新と宗教』『史蹟論』等の著作によつて、この方面の議論で多大な成果をあげているが、本稿との関連でいえば、近代に行われた国家による史蹟顕彰に天皇中心主義的な歴史構築の意図を読み解く見解は注目に値する〔羽賀二〇〇四、二〇〇六〕。史蹟は、歴史上の出来事や人物と関連付けられた空間であり、人物顕彰とも密接に関わる。拙稿でも、忠相への贈位や顕彰が、浄見寺の忠相墓所の史蹟化と連動していたことを確認している〔及川二〇一〇〕。本稿では羽賀の指摘に賛意を示し、贈位に天皇制的イデオロギーに基づく歴史再編の意図があったという認識にたつ。ちなみに、近代において、人物顕彰はしばしば「祭祀」という形式でも行われた。いわゆる顕彰神と称される近代創建の人神祭祀施設群もまた、国家による歴史再編と関わるものである〔小松二〇〇八〕。

そのような天皇制的歴史観の形成に伴う国家による人物の価値付けは、法・制度的な拘束・強制力として、そして抗うべくもない支配的なイデオロギーとして各地方に作用していった。あらかじめ地域において顕著な「思い入れ」の対象とされていたローカルな偉人にもまた、近代のナショナルな論理が作用していった。

高木博志によれば、藩祖の祭祀や平安遷都一二〇〇年祭といった記念祭、史蹟顕彰を通じて「地域の歴史を国家の歴史の中に位置付ける」ような「郷土愛」と「愛国心」とのつながりは、明治二年（一八八九）の帝国憲法発布にともなう「維新の内乱の和解という政府の方針」（大赦令や贈位や賊軍への慰霊）を発端とし、明治二七年（一八九四）から翌二八年（一八九五）の日清戦争、明治三七年（一九〇四）から翌三八年（一九〇五）の日露戦争を、その地域社会への拡大の契機として位置付けられるという。高木はそのような構造を用意してきたものとして近代的な武士道の創出、名教的歴史学（儒教的イデオロギーのバイアスを帯びた歴史学）への転換、国民道德論の社会的流布、各地で行われた歴史地理学会の夏期講演会を挙げている〔高木二〇〇五 三二〕。このような過程の中で「各藩が『勤王』であったとの藩史の歴史叙述」などが隆盛していく〔高木二〇〇五 一七〕。近代の歴史再編は、歴史をめぐるナショナルな価値観とローカルな価値観とが交

錯する局面であったと理解されるが、それはローカルな価値物を国史との関係において、あるいは国史の中での価値物として定位していく営為であったといえる。近世甲斐国において、地域法や郷土身分との関係で武田信玄を崇敬していた人々が存在し、また各地の武田家家臣の子孫らも武田ゆかりの社寺での法要執行に関与していたが、そうしたローカルな、あるいは限定された文脈における武田信玄崇敬は、近代山梨県下では山梨県民一般の性情を規定するシンボル化の過程を経ることになる〔及川祥平「人神祭祀をめぐる考察——山梨県の武田信玄祭祀を事例に——」二〇〇九年度日本民俗学会年会口頭発表、未刊行〕。シンボル化の過程では、武田信玄は勤皇精神が強調され、かつ国史の中でのポジションが強く意識されるようになる。

いずれにせよ、近代天皇制イデオロギー下での国家による人物顕彰は、地域において単純にナショナルな価値観の受容として経験されたのではない。それは、既存のローカルな歴史的価値を国史的な価値とすり合わせていく過程であり、その中で近代的な地域史的価値を模索・形成していく過程であったと考えることができる。

一方、高田祐介は明治維新をめぐる歴史意識・認識の形成過程への関心から、高知県における殉難志士顕彰の流れを県内の思想的力学・思想的対立の和解との関係から明かにしている〔高田 二〇一〇〕。言うまでもなく、明治維新时期において、藩という集団も思想的に一枚岩であったわけではない。高田論文は維新後の功労者顕彰の過程で、そのような地域内の思想的多様性が安定化していく様を描き出すものである。また、高田の議論において特に注意すべきは、中央政府における有力者として贈位対象者の選定に関わった県出身者の活動に目配りを行っている点である〔高田 二二〇七〕。歴史上の人物に對し、過去に存在した人物であるということ以上の意味を期待し、偉人として称揚する行為の背後にはある価値判断が作用している。つまり、偉人を偉人として認識することそれ自体に思想的偏向が内在している。維新功労者や勤皇の人物の顕彰に第一義をおく近代の天皇制イデオロギー的な歴史再編にもまた偏向が見られることは当然ではある。加えて、近代国家の中樞を担った（つまり維新に功労のあった）諸藩の人物への評価が数量的に他を圧倒することも一つの近代的な偏向である。高田の議論は、近代に行われた人物への価値づけのあり様を、政治史的・実証的に明かにするものとして興味深いものとい

える。

また、贈位を視点に据える各論的な成果もあらわれている。維新志士・清河八郎の贈位の過程を論じる長南伸治の「清河八郎の顕彰」も、本研究との関係においてきわめて興味深い〔長南 二〇〇九〕。長南の研究においては贈位が一方的に人物を価値づけるものではないことが、ローカルの活動に関する具体的事例とともに明かにされている。

近代史の分野の議論と本稿との相違を明確にするならば、本稿での議論は、ある人物がなんらかの地域や集団において「思い入れ」の対象にされる、という現象の歴史への関心を前提として、とりわけ近代において当該人物への価値づけとして作用したと判断される贈位に関心を寄せるものであることを強調しておく。すなわち、戦後社会における人物の取り扱われ方や近世以前における取り扱われ方をも射程においている点で、近代史学における先行研究と本研究は立ち場を異にしている。なお、本稿の方法についても付言しておく。本稿は近代における「贈位」の諸相を新聞記事の分析によって検討する。贈位をめぐる政治的・法制度史的議論ではなく、人々の贈位へのリアクションを、個別事例を越えて俯瞰するためには、新聞において報道された贈位をめぐる記事は有用な資料となるし、広告等、当該メディアならではのデータを採取することもできる。なによりも、今後、個別人物をめぐる顕彰・祭祀のプロセスを記述していく作業にむけて、基礎的事項となる同時代的背景を確認することが可能であることを強調しておく。

## 二・近代の贈位の諸相

### (1) 近代の贈位の概要

まず、近代の贈位とはどのような営為であるのか、簡単ながら確認しておく必要がある。

贈位は人物に位階を授けることを指すが、その対象は死者に限定される。近代において、生存者に位階を授ける営為は叙位と称されていた。ただし、昭和二年（一九四六）に生存者への叙位叙勲が禁止されて以降は、死者に対して位階を授け

る営為を叙位と称するようになり、現行の制度において贈位の語は使用されない。贈位はすでに律令時代から行われていたが、近藤安太郎によれば「明治の新政府が、それまでの制度とは別に、歴史上の人物に対してその功業顕彰のために、新に起した制度によるもの」であるとされ、近代には人物顕彰、特に維新功労者ほか戦死者・国家功労者顕彰のために独特の展開を示したといえる〔近藤 一九七五 八七三〕。

では、そのような贈位はどのようなシステムによって決定され、授与されたのだろうか。

『国史大辞典』によれば、栄典の授与は天皇の大権にあたり、実務は内閣賞勲局が担当部署であったとされ、贈位に関する実質的業務も同部署が担ったとされる〔板垣 一九八七 五〇九〕。ただし、贈位対象者決定の具体的なシステムについては不明な点が多いようであり、日本史研究会近現代史部会、平成一六年（二〇〇四）六月二四日の発表における高田の発言によれば「（引用者注・贈位のシステムは）あまり明確となっていないが宮内大臣と司法大臣が相談した後に内閣で決定」されるものであったという〔奥田 二〇〇六 八六〕。

近代における贈位の政治史的・法制度史的検討は、今後の課題とされる点が多いことが確認できる。本稿では、後に個々の人物への贈位を報じる新聞記事の検討を通して、贈位の慣例的側面を明かにするが、贈位のシステムに関する不明部分を補うような記述を提示することも視野に含めておく。

さて、近代の贈位をめぐる基礎的情報についてさらに確認していこう。その全体像を把握する上で、近代の贈位対象者の網羅的な小伝集である『贈位諸賢伝』が大きな手掛かりとなる。『贈位諸賢伝』は文部省維新史料編纂室事務局の田尻佐によって昭和二年（一九二七）に刊行された。田尻は当初、明治四四年（一九一一）に『贈位諸賢事略』において明治元年から明治四三年までの贈位対象者九六〇余人の伝記をまとめていたが、『贈位諸賢伝』では刊行時点までの約一二〇〇名の小伝をおさめている。同書成立の背景は明らかではないが、近藤は、田尻が勤務先での研究の必要からまとめたものであろうと推測している〔近藤 一九七五 八七四〕。田尻はその後昭和四年（一九二九）に没したというが、贈位は第二次大戦の終戦まで行われていく。それら昭和三年（一九二八）から昭和一九年（一九四四）までの贈位対象者を補足したのが、近藤によつ

て昭和五〇年（一九七五）に刊行された『増補版贈位諸賢伝』である。本稿で提示する数値データは、原則としてこの『増補版贈位諸賢伝』から算出したものである。なお、本稿では特に断りがない場合この増補版を指して『贈位諸賢伝』と記述することにした。

『贈位諸賢伝』の内容は全贈位対象者の小伝と贈位年表である。田尻がどのような調査によって伝記執筆にあたったのかは明らかではないものの、「贈位出身地の各府縣知事官房 郡役所 町村役場 或は遺族故舊者に照會し 或は實地に就き示教を」請うた旨が例言にみえる（田尻 一九七五上 三）。一方、近藤による増補は宮内省所蔵の「贈位台帳」をもとに各種歴史学文献によって贈位対象者の事跡の調査にあたったという（近藤 一九七五 八七五～八七六）。当初、『贈位諸賢伝』は巻数を一、二と数字で示していたが、本稿でテキストとする増補版は、近代の贈位は完結しているという近藤の判断により、上・下巻になっている。

さて、『贈位諸賢伝』に基いて、近代の贈位を数量的に把握しておく。『贈位諸賢伝』所収の贈位年表と小伝の目次が数量算出の手掛かりとなる。算出にあたっては、明治元年（一八六八）から昭和二〇年（一九四五）までの間に贈位された人物の総数、同期間の贈位の総件数、同期間の贈位の機会の総数を区別した。というのも、同期中に複数回贈位された人物が存在するため、贈位対象者数と贈位件数は異なるのである。また、一度の機会に複数人の贈位が行われる場合が多く、近代における贈位の頻度を理解する上で贈位の行われた機会には注意しておく必要がある。

なお、そのような算出を行う前に、『贈位諸賢伝』の資料的問題点についても明らかにしておく必要がある。先述した贈位年表と収録の小伝との間で、複数回贈位をうけた人物を除外しても総贈位対象者の数値に相違が生じてしまうのである。贈位年表においては△の付された人物が二人存在する。内藤秀次と熊澤太郎である。内藤は奇兵隊の一員として転戦した人物であるが、明治四四年（一九一）一月一日たしかに従五位の贈位をうけている。しかし、その後内藤が東京都下で存命であることが確認された（『東京朝日新聞』同年二月二日朝刊（通号九〇九七））。同紙二月三日朝刊（通号九〇九八）の続報によれば、内藤の贈位は取り消され、同様の位階を叙位されている。年表における内藤の△印と小伝の欠



如はこの点を意味しているものと判断できる。一方、熊澤の場合、明治四四年（一九一）六月一日に確かに贈位をうけたことが確認でき、年表上の同年の記載にも△印はない。ただし、熊澤は年表によれば大正四年（一九一五）一月一〇日に贈位をうけたことになっており、こちらには△印がある。両者の熊澤が同一人物であるか否かも留保が必要であるが、少なくとも『贈位諸賢伝』所収の小伝には熊澤太郎は一名しか存在せず、ここでは大正四年一月一〇日に贈位されたとの記載もない。大正年間の熊澤の贈位については、他の資料からの確認もとれていない状況であり、田尻の誤記か、内藤のような取り消しがあったものか、事情の確認を急いでいる。

また、年表と目次とを照合し、かつそれぞれの人物の小伝を悉皆的に検討したかぎりでは、贈位対象者の中には一名の重複が存在している。明治二四年（一九九）二月一七日に贈位を受けた豊島太宰少貳なる人物と、大正六年（一九一七）一月一七日に贈位された豊島泰盛なる人物は同一人物の可能性がある。ただし、年表上では上記の別名によって記述され、小伝中には前者のみが取り上げられ、名を泰盛ということが記されている。しかし、同小伝中には大正年間に贈位を受けた旨の記述がない。ところが、『東京朝日新聞』大正六年（一九一七）一月一八日朝刊（通号一万二二六五）を参照するに、豊島泰盛はたしかに贈位を受けたと報じられている。また、年表においては明治年間のそれも大正年間のそれも同一の位を授けられている。豊島太宰少貳と豊島泰盛とが別人で後者の小伝が遺漏した可能性も考えられるが、明かではない。ただし、別人物であるとする場合、本稿で行う算出作業の結果にも影響が生じる。

以上『贈位諸賢伝』の問題点を確認してきたが、△印の二名は除外し、豊島は二度カウントし、複数回贈位をうけた者に関して初回のみをカウントした贈位対象者総数は二三七一名となる。『贈位諸賢伝』において人物の総数は明示されていないが、テキストにおいて田尻が二六八名を網羅したと記述し、近藤が二〇三名の増補を行ったことを明記している。その和である二三七一名は、筆者算出の数値とも合致している。ただし、この数値は、同テキストに基づいて数量を算出した高田祐介提示の数値二四一〇名とは異なる。高田の数値は贈位件数（複数回贈位をうけた者をその都度カウントした数値）を指すものと思われるが、筆者算出の総贈位件数は二四〇五件（△印二名を含む）である。

贈位を年号ごとに表に整理しておこう（表一―三参照）。近代の贈位の機会の回数は明治期一一四回、大正期三三回、昭和戦前期三六回、計一八二回である。これらの数値を前提に、次節では、特に贈位の機会について新聞記事を手掛かりに検討を加えていく。この点に注意することで、贈位がどのように為されるものであったのかということについて、おおまかな傾向をつかむことが出来る。

表 1 明治年間の贈位件数

贈位年月日	件数	贈位年月日	件数	贈位年月日	件数	贈位年月日	件数	贈位年月日	件数	贈位年月日	件数
M1(1868)8・24	1	M14(1881)6・8	1	M26(1893)7・14	1	M34(1901)8・24	2	M40(1907)5・10	2		
M2(1869)6・5	1	M14(1881)9・6	1	M26(1893)12・27	3	M34(1901)11・8	1	M40(1907)5・27	69		
M2(1869)11・13	1	M15(1882)6・3	2	M29(1896)5・20	3	M35(1902)4・18	1	M40(1907)7・22	2		
M2(1869)11・22	1	M15(1882)8・7	1	M29(1896)9・19	2	M35(1902)6・2	1	M40(1907)10・23	9		
M2(1869)12・20	2	M16(1883)2・27	5	M29(1896)11・2	2	M35(1902)7・24	1	M40(1907)11・15	24		
M3(1870)4・8	1	M16(1883)8・6	8	M30(1897)4・6	1	M35(1902)11・8	159	M41(1908)4・2	5		
M3(1870)10・5	1	M17(1884)2・22	2	M30(1897)4・21	6	M35(1902)11・12	4	M41(1908)9・9	28		
M4(1871)1・9	1	M17(1884)4・7	1	M31(1898)3・18	1	M35(1902)11・23	2	M41(1908)11・13	5		
M4(1871)1・23	1	M17(1884)4・10	2	M31(1898)4・9	1	M36(1903)6・27	1	M42(1909)3・11	1		
M4(1871)4・15	1	M18(1885)2・26	1	M31(1898)7・4	172	M36(1903)8・24	1	M42(1909)4・17	1		
M5(1872)6・27	1	M18(1885)3・6	2	M31(1898)10・10	2	M36(1903)10・9	1	M42(1909)5・29	1		
M6(1873)9・30	1	M18(1885)7・20	1	M31(1898)10・25	46	M36(1903)11・13	53	M42(1909)6・8	1		
M9(1876)11・16	1	M20(1887)1・15	1	M31(1898)12・23	13	M37(1904)3・2	3	M42(1909)8・25	1		
M9(1876)12・15	2	M22(1889)2・11	4	M32(1899)9・26	1	M37(1904)3・17	1	M42(1909)9・11	26		
M10(1877)5・26	1	M22(1889)2・14	1	M33(1900)3・6	1	M37(1904)4・11	1	M43(1910)4・2	1		
M10(1877)8・16	1	M24(1891)4・8	29	M33(1900)5・4	1	M37(1904)4・18	1	M43(1910)11・16	19		
M11(1878)3・6	1	M24(1891)4・13	3	M33(1900)5・16	1	M37(1904)4・22	1	M43(1910)12・1	1		
M11(1878)3・8	1	M24(1891)7・23	1	M33(1900)7・16	1	M37(1904)5・27	1	M44(1911)3・13	1		
M11(1878)5・15	1	M24(1891)11・16	1	M33(1900)11・16	1	M37(1904)10・20	1	M44(1911)6・1	45		
M12(1879)4・3	1	M24(1891)12・17	156	M34(1901)5・16	2	M38(1905)4・5	1	M44(1911)8・15	3		
M13(1880)7・20	1	M25(1892)11・7	1	M34(1901)5・22	2	M38(1905)5・3	2	M44(1911)11・15	53		
M13(1880)7・25	1	M26(1893)1・21	1	M34(1901)7・16	1	M38(1905)11・18	15	M45(1912)2・26	42		
M14(1881)5・31	1	M26(1893)1・27	3	M34(1901)8・13	18	M39(1906)9・1	1				
								総件数	1130		

※但し、表の数値は贈位の件数であり、複数回贈位を受けた人物についてもその都度カウントしている。また、先述の重複者、小伝次如者もカウントに加えている。以下、表2・3についても同様である。また、贈位年表では明治45年2月26日は大正元年と記述されているが、大正元年は7月30日以降であるため明治45年に修正した。

※ [田尻 1975] 所収「特旨贈位年表」をもとに作成。

表2 大正年間の贈位件数

贈位年月日	件数	贈位年月日	件数
T1(1912)11・19	15	T7(1918)8・23	1
T2(1913)11・17	14	T7(1918)11・18	129
T3(1914)11・19	13	T8(1919)5・16	2
T4(1915)3・19	1	T8(1919)11・15	100
T4(1915)9・?	1	T8(1919)11・27	1
T4(1915)10・24	9	T9(1920)11・18	1
T4(1915)11・10	367	T9(1920)12・22	1
T5(1916)4・11	9	T10(1921)11・18	1
T5(1916)8・3	1	T11(1922)3・23	1
T5(1916)11・3	1	T11(1922)9・1	1
T5(1916)11・15	26	T11(1922)9・7	2
T5(1916)11・21	1	T11(1922)11・1	1
T5(1916)12・28	76	T13(1924)2・11	239
T6(1917)5・15	1	T14(1925)9・?	2
T6(1917)11・10	1	T14(1925)9・22	1
T6(1917)11・17	44	T15(1926)9・17	1
総件数			1064

※〔田尻 1975〕をもとに作成。

※数値に関しては表1と同様。

表3 昭和20年までの贈位件数

贈位年月日	件数	贈位年月日	件数
S2(1927)4・30	1	S9(1934)5・3	1
S2(1927)6・15	2	S9(1934)11・12	1
S3(1928)11・10	168	S10(1935)5・8	1
S5(1930)7・8	1	S10(1935)5・11	1
S5(1930)10・20	1	S10(1935)7・25	2
S5(1930)11・22	1	S10(1935)12・6	1
S6(1931)5・4	1	S11(1936)6・3	1
S6(1931)8・22	3	S12(1937)5・12	1
S6(1931)9・23	1	S13(1938)11・19	1
S6(1931)10・20	4	S14(1939)5・8	1
S6(1931)10・21	1	S14(1939)8・1	1
S6(1931)11・6	1	S15(1940)4・20	1
S6(1931)12・21	2	S15(1940)11・28	1
S7(1932)10・14	1	S17(1942)12・21	1
S8(1933)5・26	1	S18(1943)4・9	1
S8(1933)9・9	1	S18(1943)8・19	1
S8(1933)10・7	1	S19(1944)7・4	1
S9(1934)1・30	1	S19(1944)11・11	1
総件数			211

※〔田尻 1975〕をもとに作成。

※数値に関しては表1と同様。

(2) 贈位の機会

贈位はどのような機会になされる傾向にあったのだろうか。前節の表(一)(三)を見るに、特に贈位が集中している機会が存在することがわかる。以下に一〇〇件を超える大量贈位を抽出しておく。

・ 明治三四年 (二八九一)	二月一七日	一五六名	
・ 明治三二年 (二八九八)	七月四日	一七二名	
・ 明治三五年 (一九〇二)	一月八日	一五九名	： 陸軍特別大演習(熊本)
・ 大正四年 (一九一五)	一月一〇日	三六七名	： 大正天皇即位記念
・ 大正七年 (一九一八)	一月一八日	一二九名	： 陸軍特別大演習(栃木)
・ 大正八年 (一九一九)	一月二五日	一〇〇名	： 陸軍特別大演習(兵庫)
・ 大正一三年 (一九二四)	二月一日	二三九名	： 皇太子成婚
・ 昭和三年 (一九二八)	一月一〇日	一六八名	： 昭和天皇即位

これらの検討を主軸に贈位が行われる機会について考察を加えていく。

まず、明治三四年・三一年の大量贈位は、維新殉難者の遺漏なき顕彰を目的とするものであったということが出来る。明治二四年の大量贈位については同年七月二〇日の『読売新聞』朝刊(通号五〇六六)の記事によってその背景を推し量ることが出来る。

維新の大業に與つて力ありし泉下の名士に贈位の御沙汰あるべしとの事ハ過日來の紙上に記せし處なるが其筋にても其の人名の取調に付頗る困難と感ぜらるる由にて一ハ重なるもの十名位に止めんと云ひ又た一ハ身命を國家の犠牲に供し

殉難の最後を遂げながら遂に聖恩の之に及ばざるは遺憾千萬の次第ゆゑ此際漏れなく御贈位あるこそ明治の御世たる所  
以ならんと云ふにあり未だ何れとも確定せざる由なれども若し後説の方に決するとき八五六十名の多きに及ぶならんと  
云ふ然れども其の人多きほど取調上の困難なるハ勿論ゆゑ公然発表あるハ中々此二ヶ月の中にあらざるべしと聞く

明治二四年七月の段階では、それまでの総贈位件数はわずかに九一件で、同年四月に山口藩士を中心とする二九名の維新  
功労者への贈位があったとはいえ、まだ十分に維新功労者の顕彰が行われていないという意識が抱かれていた。同記事にも  
そのような意識が現れている。『読売新聞』明治二五年（一八九二）二月四日朝刊（通号五二三四）においても「過般來二  
回まで贈位の御沙汰ありしが（※引用者注・明治二四年四月・一二月の贈位を指す）何分にも維新前の事に属し今より之と  
取調ぶるにハ頗る困難の事情もありて猶遺漏の向も尠からず」と記される。いづれにせよ、明治二〇年代はまだ贈位による  
人物顕彰が開始されて間もなく、維新殉難者の幅ひろい顕彰を急ぐ意識のあったことが大量贈位の一因であったと考える。  
明治三一年（一八九八）七月四日の大量贈位も同様の機運の現れであったと理解しておきたい。

さて、大量贈位の対象者は全国各地にわたるが、それらはどのように選出されているのであろうか。近代の新聞記事には、  
贈位対象者にまだ「遺漏」があることを主張し熱心に活動する者のあったことがしばしば記述される。『読売新聞』明治  
二四年七月四日朝刊（通号五〇五〇）の「贈位の御沙汰」なる記事は、「優渥なる天恩地下に及びたること屢々なるも尚御  
調べ漏れの分なきにあらねばこれ等遺漏の分に對しても贈位若くハ賜金の御沙汰あらんことを望み熱心に奔走し居れる向も  
少からぬ趣」と記している。

贈位の背景に、このような請願運動があったことにも注意しておく必要がある。『読売新聞』明治一五年（一八八二）二  
月三日朝刊（通号二一〇八）には以下の新聞記事がある。

農事に心を盡せし故佐藤信淵へ贈位の御沙汰有りたき旨を秋田縣士族羽生氏熱氏より昨日太政官へ出願されし由なるが

翁が事蹟は昨年御巡幸の折り秋田縣令石田君より親しく上申されたる事ありと云へばお聞濟みになる事で有りませう

佐藤信淵への贈位を求める秋田県士族の活動があったことが報知されているが、先年の巡幸に際してすでに佐藤の事跡はアピールされていたようである。記事と同年の六月三日、佐藤は正五位の贈位を受けている。『朝日新聞（大阪）』明治二〇年（一八八七）十一月十七日朝刊（通号二六二三）朝刊における真木泉州の贈位請願をめぐる記事では、真木が「猶未だ贈位の榮を荷はざるを遺憾の事とし追々此等の歎願なさん目的を以て明後十九日京都祇園町裏の有樂館に同郷人の一集會を開き以小祭典を執行する筈にて久邇宮も御臨會あそばさるゝ旨を約し玉ひたりといふ」と、同郷の人々の活動を報じている。また、『東京朝日新聞』明治二年（一八八八）九月一五日朝刊（通号一一三四）の契沖の贈位請願をめぐる記事を以下に示す。

大阪府下東成郡餌差町圓珠庵を開基せし契沖阿闍利ハ寛文二年壇越の請に依て生玉曼陀羅院の住職たりし人にて博く儒典詩文章に涉り且國史舊記を読むを好み發明する所殊に多く其碩徳後世沙門の龜鑑たる事ハ世人の知れる處なるが維新の後荷田春満本居宣長平田篤胤等の人々ハ夫々贈位の沙汰ありしに獨り契沖の之に洩れたるハ甚だ遺憾なりとて圓珠院の住職を兼る中僧正上田照遍氏及信徒數名連署にて此程贈位あらん事を請の書面を大坂府を経て内務大臣に差出せし由（後略）

契沖に関係する地域・寺院の人々によって請願が行われているが、その際の論理として、既に贈位を受けている近世知識人らへの競争意識が表出していることは興味深い。このような意識は神社創建や歴史上の人物をめぐる評価の局面で、その他の人物に関しても顕在化している（及川祥平「人神祭祀をめぐる考察——山梨県の武田信玄祭祀を事例に——」二〇〇九年度日本民俗学会年会口頭発表、未刊行）。ここでは、さらに頼山陽への贈位に関する『読売新聞』明治二四年七月一五日

号(通号五〇六一)の記事を引用してみよう。

(前略)今回愈々其筋に於て頼山陽の贈位の件と決定相成りたるやに聞くがこの事に付き山陽の生国なる廣島縣人中にハ種々説を爲すものありて贈位の件ハ誠に有り難き限りにして唯り山陽一人の名誉のみならず縣民一同の榮と稱すべき程なれども若し其贈位にして不相応に卑き様の事ありてハ却て山陽の名誉を傷くるの虞ありよしまた其光彩を減ずるまでに至らざるも爲めに山陽なる人物に人為の相場を付くることとなり甚だ不快の感を興ふることなきを保たず要するに贈位の御沙汰あるハ感涙に堪へざる所なれども餘り卑き位なれば却て頂戴せざる方ましならめ云々と語り合ふもの少なからずと云ふ

贈位は人物をヒエラルキーに位置づける営為である。「我等の偉人」が不当な評価を得たり、相場がつけられることに不快感を覚えるという声のあつたこともまた、人物をめぐるローカルな価値観を有す人々の競争意識の顕在化である。

ところで、このような贈位の請願を行う主体は、人物に対して地縁的関係性を見出す人々のみではない。明治二六年(一八九三)、間宮林蔵没後五〇年の記念に東京地学協会が間宮の地理学上の功績を主張し、宮内省に贈位の申請を行った。間宮林蔵は一二年後の明治三七年(一九〇四)に贈位を受ける。贈位記および沙汰書が東京地学会に下賜されたことから、同学会の贈位請願が関わっていることは間違いない。地学協会では間宮の子孫に伝達するとともに、地学協会の第二五年総会において奉告式を挙行し、間宮に関する講演や遺物の展示を行っている(『東京朝日新聞』明治三七年四月二四日朝刊(通号六三七五)、同二五日朝刊(通号六三七六))。ここで請願の母体となっているのは、間宮林蔵の学問的事跡を「偉業」として認識する、地理学関係者とその学会組織であり、人物との間に職業的関係性を見出す人々である。ちなみ同会は明治四〇年(一九〇七)にも贈位申請を行っている。これを報じる『東京朝日新聞』同年一月一三日朝刊(通号七三三〇)の記事は以下の通りである。



地学協會に於ては北門経営の功勞者たる最上徳内、松田傳十郎、近藤重蔵其他數氏の勲功を追頌して樺太記念號を編成すると同時に間宮林蔵の例に準じ贈位の申請を其筋に提出する由なるが贈位の沙汰は別として同じく北門經營者たる大石逸平、高橋寛光、同一宅、和田兵太夫、高橋景保、本多利明諸氏の経歴に就き未だ缺く處尠からざれば若し先記故人後裔にして現存するものを識る人あらば同協會に宛詳細の通告を望み居るとなり

贈位の請願に関する事例は枚挙に暇がないが、当然ながらこうした請願がすべて受理されたわけではない。『読売新聞』明治三十一年（一八九八）七月一日朝刊（通号七五四二）には義民・佐倉宗吾について「千葉縣前代議士大塚常次郎四宮有信氏を始め佐倉町近傍村民より第十三回議會に向つて贈位の請願に及ぶ由」との記事がみえる。しかし、佐倉宗吾はその後贈位をうけてはいない。また、近松門左衛門や大石良雄といった人物についても贈位の請願がなされ候補者にあげられたが、事跡調査の結果贈位は為されなかった。

さて、引き続き、贈位がなされる機会について検討していこう。先の佐藤信淵に関する『読売新聞』記事（通号二一〇八）にもうかがえるように、贈位の請願あるいは贈位それ自身が為される機会として天皇・皇族の行幸啓を挙げる事が出来る。天皇の巡幸に際して、当該地方の人物に贈位が行われる例は相当数確認出来る。

明治一三年（一八八〇）七月二二日の楠木正成への贈位は「御巡幸の節丸岡式部助兼一等賞典を湊川神社に差向られ」て贈位が行われたものである（『読売新聞』同年（一八八〇）七月二八日朝刊（通号一六五七））。また、明治二〇年（一八八七）の旧大垣藩執政・小原是水への贈位は「此度京都に行幸ありて還幸の途次大垣を通御の節其舊訓を思し召され忝けなくも」贈位の沙汰があったという（『読売新聞』同年二月二四日朝刊（通号三六三四））。また、明治三四年（一九〇一）の伊達政宗への贈位は『読売新聞』同年一月九日朝刊（通号八七五五）において「大元帥陛下今回仙臺の大演習地へ行幸あらせられたるに付舊青葉城主我戦国時代の傑物獨眼龍伊達政宗へ左の如く贈位の御沙汰ありたり」と報じられる。

政宗の例にも見えたように、天皇は各地で行われた大演習の統監に望んでいるが、その際にも贈位が行われる慣例があった。一〇〇名を越える大量贈位の機会にも、陸軍特別大演習が三件含まれている。明治三五年（一九〇二）一月八日の大量贈位は、天皇が熊本に行幸し、陸軍特別大演習の統監にあたった際に行われたものである。このような陸軍大演習における贈位は半ば慣例のようになっていた。表において、明治中期以降、一月中旬にまとまった数量の贈位者が出ていることを確認することができるが、その多くは陸軍大演習に際する贈位である。ただし、陸軍大演習にともなう贈位は大正九年（一九二〇）頃を境に廃止される。『東京朝日新聞』大正九年（一九二〇）九月二四日朝刊（通号一万二三二二）では「大演習と贈位 行幸なき爲未定」と題して以下の記事が掲示される。

天皇陛下には毎年陸軍特別大演習行幸に際し其附近なる各府縣下勤王志士碩学鴻儒等に對し贈位又は位階追陞の恩命を下し給ふ御恒例にて本年も亦大分縣下を始め近縣より詮衡調査書を内閣に申達し來りたるも行幸あらせられざる事に御決定相成りたる關係上目下内閣及び宮内省□に於て種々協議打合中の趣にて従来大演習挙行の爲御沙汰ある御趣旨にあらず大演習地行幸の機會に於て其附近の功勞ありし故人に賜る御事なれば目下の所未定（以下略）

結局、大正九年の陸軍大演習地には天皇は行幸せず、贈位は行われなかった。そのことを報じる『東京朝日新聞』同年一〇月二日朝刊（通号一二三二〇）には、大演習と天皇統監の歴史が以下のように紹介されている。

因に大演習は明治二十三年來毎秋挙行され陛下には親しく御統監せらるる事となり三十五年初めて贈位の例を開かせたるものなり

ここでいう「贈位の例」とは大演習行幸に際する大量贈位の先例のことである。先述の明治三五年の例が大量贈位の慣例

のはじまりであったといえる。そして、『東京朝日新聞』大正一〇年（一九二一）一月五日朝刊（通号二万二七一九）には「大演習に今後贈位はない」との見出しで同慣例が取りやめとなったことが報じられる。すなわち、以下の記事である。

陸軍特別大演習賜宴の當日、参加師團関係地方の勤王家學者其他公益上功績顯著なものに對し贈位又は位階追陞の御沙汰あるを恒例とするが今度内閣で種々考慮の結果此二つを全然分離して扱ふ事となり本年も贈位は行はれないことに決定此程地方長官へ通達された從來とても大演習以外に憲法發布や今上陛下即位の大典に際し、多数贈位並に位階追陞の御沙汰はあつたが特に近年は演習の規模が擴大して関係地方も多く各地方長官から内閣に進達する候補者の申請所が數百通にも達し現今では全國に互つて可なり多数に上つた、今後は別に皇室或は國家の祝典若しくは先徳者個人の年忌年祭等に此の恩典を行はせらるゝ、決定したのである

陸軍大演習が明治後期から大正年間にかけて大規模な贈位の機会となつていたことを確認した。ここからは、大演習が行われた地域だけではなく参加師團の地域の人物が贈位を受ける傾向にあつたことも確認できる。いずれにせよ、これ以降の一〇〇名を超す大量贈位は國家的慶事に限定されたようである。表二・三からも明らかのように大正一〇年以降、大量贈位は極端に数を減じ、皇太子成婚と昭和天皇即位にのみ大量に贈位が行われている。

さて、引用記事に見られたように、國家的慶事もまた贈位の機会であつた。大量贈位にも三例が確認できるほか、なんらかの皇室行事に際して小規模な贈位が行われていることも資料からはうかがえる。例えば、明治三〇年（一八九七）四月二二日の六名への贈位は先帝三〇年祭および英照皇太后御百日祭における贈位である（『東京朝日新聞』同年四月二三日朝刊（通号三八一五））。また、すでに引用記事に見えたように、贈位は皇室の慶事のほか、憲法發布に際しても行われた。明治二二年（一八九九）二月一日の西郷隆盛の大赦および贈位、藤田誠之進（東湖）、佐久間修理（象山）、吉田寅次郎（松陰）らの贈位は明治憲法発布記念の恩典である。

さらに、人物の側の記念すべき機会にあわせて贈位が行われる事例を示しておこう。例えば、紀貫之は明治三七年（一九〇四）四月一日に贈位をうけているが、これは同年が貫之没後一〇〇〇年にあたるためであるという〔『東京朝日新聞』同年四月一九日朝刊（通号六三七〇）〕。このような没後〇周年、〇年忌といった記念の贈位は無教に見出すことができる。また、人物が関与した出来事の記念においても贈位は行われている。昭和六年（一九三一）一月二一日『東京朝日新聞』夕刊（通号一万六三三五）によれば、元寇・弘安の役に殊勲をたてた草野経永・河野通時・平景隆らの三名への贈位は元寇六五〇年祭にあつたのであるという。

以上、本章では贈位に関する基礎的事項を確認すべく、特に贈位がどのように行われたのかを確認してきた。その具体的機会は、①天皇・皇族行幸啓（陸軍特別大演習を含む）、②国家的慶事、③人物個人の年忌・年祭の三点に整理することが出来る。このほか、明治初期には明治維新功労者の顕彰を急ぐ機運がつよく、しばしば顕彰の「遺漏」を叫ぶ声があがつており、大規模な贈位の増加を促していたと考えられる。また、ここでの議論において特筆すべき点は、そのような「遺漏」を叫ぶ、贈位請願者らの活動があつたことである。贈位請願者らは、人物に対して地縁的関係性・職業的関係性の意識を有す人々である場合が多かつた。また、陸軍特別大演習との関係でいえば、演習実施地方ないし師団関係地方の長官が地域の候補者を選出し提出されたことが確認できる。

地域を単位として人物の贈位請願・申請を行う例はすでに示した記事に多く見受けられたが、さらに一例示しておこう。『東京朝日新聞』大正一一年（一九二二）五月五日夕刊（通号一二九〇〇）における記事は、東京「府下の住人で国家に功勞のあつた故人中まだ贈位の御沙汰に浴しない人達のため今後皇室の御慶事とかその人達の祭典を行ふ場合等の機會に贈位を奏請するため之が調査を岡田有邦氏に依頼してあつたが此程右調査を完了して府知事にその報告書を提出した」と報じる。贈位は国家による人物顕彰であり、ナショナルな価値観の中に人物を位置づける営為である一方、そのようなナショナルな価値観のもとでの評価に向けて、各地方でも、人物の発掘やアピールが行われた。贈位を焦点に据えることで、ナショナルな価値観とローカルな価値観の交錯する局面の具体的様相の一端がここに浮き彫りになるのではないだろうか。この点は次章

でさらに検討を加える。次章では贈位へのリアクションとしてどのような現象が生じたかを確認すべく、策命使参向の過程と贈位を祝う式典について検討を加える。

### 三・贈位後の過程と贈位への対応の諸相

#### (1) 贈位後の過程

贈位が決定するどのような手続きが取られるのであろうか。一般に策命使が贈位記と沙汰書を携え、墓前や当該人物を祭祀する神社の祠前等において策命文を読み上げ、遺族・子孫等に位記を下賜する、といった流れが確認でき、それを祝す催しが贈位祭・贈位奉告式・贈位祝賀会・贈位記念会等の名目で開催されている。

まず、それらの一般的な傾向を新聞資料から例示していく。和氣清磨は明治三十二年（一八九八）三月一八日に贈位を受ける。同年の『東京朝日新聞』三月二日朝刊（通号四二二一）によれば、「爵位局の辻属一昨日和氣公への贈位宣命を携へ來り知事に傳達す知事ハ來る廿三日高尾山に参向せん筈」と報じられ、その続報、同二日朝刊（通号四二二三）では「和氣公贈位宣命使内海知事ハ今朝九時馬車にて高尾山墓所に向ふ」と記す。ここからは政府関係部署から届けられた贈位記・宣命文（策命文）は当該地域の県知事が宣命使（策命使）として墓前に携えていくという一つのプロセスが明らかになる。多くの事例において、策命使を務めるのは県知事であるが、掌典がつとめる場合もある。

ローカル新聞では策命使参向の様子をより詳細に記述している。やや長くなるが、ここでは武田信玄の贈位策命に関する大正五年（一九一六）四月一三日の『山梨日日新聞』（通号二万二九二二）の記事「策命使参向」を引用する。

東山梨郡松里村恵林寺境内なる武田信玄公墓前へ贈位策命使として参向仰付られたる添田知事は昨日午前九時十分白根理事官及小林伊藤の二属並に小林福間三富長田の四警部を随へて甲府駅を発し九時半日下部駅に下車し小川東山梨郡長

及岡村松里村長の出迎へを受け夫より腕車を駆りて加納岩日下部の二村を経て松里村に入り惠林寺黒門前なる三日市場組雨宮権四郎方に入りて休憩したり同家は策命使旅館に充てられたる故入口には幔幕を張廻らし路次には浄めの白砂を盛りて策命使を迎へたり策命使は同家に入りて小林伊藤の二随員と与に衣冠束帯に改め小林福岡の二警部を前駆とし三富長田の二警部を後駆として同家を発し腕車に乗りて黒門赤門を越江山門前にて下車勅使門に入りて本堂西上段の室の休憩室に入りたり信玄公の塋域内には白根理事官小川東山梨郡長岡村松里村長東側に整列し妙心寺派管長圓山玄魯師向嶽寺派管長勝部敬学師等及武田信任氏未亡人は西側に整列し檀家総代及名取甲府市長並に各新聞記者等は柵外に整列して策命使の参考を待受けたるに添田策命使は惠林寺住職棲梧宝嶽師の先導にて休憩室を出で勅使門を抜け信玄公の靈廟を迂回し肅々として塋域内に参入したるが随員小林属は辞令及位記を捧持し同伊藤属は策命文を捧持して之に従ひたり策命使は墓前に禮拜して小林随員の捧げたる策命文を奏し再び禮拜して棲梧住職に導かれ小林伊藤の二随員を従へて退下し夫より参列諸員順を逐ふて退下し策命使は上記の旅館に入りて其の式を終れり時に正午を過ぐるここと三十分なりき

(中略)

尚惠林寺にては贈位策命使贈位の式を終りたる後即ち午後二時半より公の墓前に於て焼香の式を行ひ添田知事は随従諸員と與に靈廟を参拜したる後墓前に焼香し夫より東裁判長名取甲府市長濱師範學校長其他武田浪士擔信徒等順次焼香を爲したるが昨日は策命使参向の爲め非常に多忙を極めしゆゑ遂に法要を営まず本日更に之を虔修する都合なりと(後略)

この資料からは策命使参向の具体的行程、列席関係者の所属などが明らかになる。武田信玄の場合、贈位策命使の墓前への参向を信玄の命日に合わせたものらしい。惠林寺は近世以来信玄命日に法要・祭礼を執行しており、後略の部分では興行物や煙火の打上によって盛況だったことが記されている。ちなみに、文中にみえる武田浪士とは、近世期、武田家家臣の子孫であるとの由緒を主張することで郷土身分を獲得していた人々を指す。

策命使参向が贈位後ただちに行われるわけではなかったことも含め、贈位後の位記宣命伝達のプロセスは個別事例によつ

て多様なものであったと考えておくべきである。特に付言しておくべきことは、策命使参向の場は墓前とは限らないことである。武田信玄の場合、頓挫を繰り返していた神社創建運動がこの贈位を契機として再燃し、大正八年（一九一九）に創建を達成する。したがって、贈位の段階では神社は存在していなかったわけであるが、すでに神社が存在している人物の場合、策命使は神前に参向する場合もあった。『朝日新聞（大阪）』明治一六年（一八八三）八月二四日朝刊（通号一三五四）には「本月六日名和長年、菊地武時、脇屋義助、結城宗廣諸公へ贈位ありしに付各□勅使を参向せしめらるゝに依り去る十七日山田鳥取縣令にハ名和神社へ富岡熊本縣令にハ菊池神社へ石黒福井縣令にハ藤島神社へ岩村三重縣令にハ結城宗廣墓所へ勅使として参向仰付られたり」との記事がみえる。

さて、以上のことから明かなように、贈位策命文はそれを読み上げる「場」が必要であった。すなわち、墓所ないし神社という、当該人物の靈にアクセスすることのできる装置の所在が明らかである必要があったのである。

明治一九年（一八八六）三月一九日『朝日新聞（大阪）』朝刊（通号二一二二）では、明治一六年（一八八三）八月に贈位をうけた南朝の忠臣・児島範長の墓所をめぐる記事が掲載されている。すなわち、以下のものである。

當時君の墳墓判然せざりしかば宣旨下附に及ばざりし處今度兵庫縣下播磨国印南郡阿彌陀村大日寺境内に君の墳墓の在ること確然したるを以て去る二月廿日同寺を兼務する同村時光寺の住職多田祥空氏を印南郡役所へ喚び出して右贈位の宣旨を下渡されたりとぞ依て同村の有志者數名相計りて本月十四日君の墓前に於て鄭重なる祭典を執行し猶社殿をも新築せんと目今其計畫中なりと

贈位は、人物にちなむ宗教施設の存在を必要とするものであったことを確認したが、同様に贈位記を下付するために、当該人物の正統の子孫の存在も必要とする。

再び武田信玄の事例をとりあげてみよう。武田信玄の正統の子孫は、贈位段階では不明とされていた。その考証に関わつ

た渡辺世祐の文章を以下に提示する〔渡辺 一九七一 二四三〕。

宮内省から出された位記宣命が信玄の正統なる子孫に伝達せらるるというので、これが伝達をなすべき当面の官衙なる山梨県庁に対して、子孫と名乗り出でた者が少なくなつたのである。県庁でもその取捨に困られたと見えて、各子孫と称するものから提出した材料を東京帝国大学史料編纂掛に提供せられて、決定を依頼せられた。

近代の贈位においては、対象人物の子孫が断絶していたため贈位記を下付することができなかつた場合や、その逆に、人物の経歴のためにその子孫であるとの伝承を有す家が無数に存在する場合もあつた。『東京朝日新聞』明治四二年（一九〇九）九月二〇日朝刊（通号八二九四）記事「贈位記と子孫」を参照してみよう。

木下、室、稻生、黒川、本多各贈位者の贈位記御沙汰書は十七日宮内省より到着木下、黒川、本多の分は夫々交付するも稻生、室両氏の子孫所在不明に付縣廳に留置こと、なりたり十八日早朝より来着せし前田侯爵家近藤編集の談に拠れば室鳩巢の系統は東京に在りしも絶え仙臺にも末家ありと云ふ東京府下大塚村の百姓が當時徴兵免れの爲室鳩巢の戸籍を買取り自分室を名乗つ、あり然るに岡山縣にも末家あり室又四郎と云ふ現に東京市史編纂委員たり東京の學者間には鳩巢の墓が音羽の護國寺の儒者捨場に在りて保存行届かざるが爲め又四郎に大塚の百姓より室を繼續せしむる希望あり又四郎は右百姓に戸籍取戻しの交渉中なりしが最早此談纏まりしやも知らず亦佐賀藩大池彦衛門と云ふ當時鳩巢の従弟たるものありしが其系統は子孫に傳へられ金沢賢阪辻にあり故に贈位記は又四郎に渡るや大地に渡るやは疑問なるも先づ決定まで當市に交付し然る後雙方の協議に任せては如何（後略）

武田信玄の場合、子孫を称す人々の提出した資料では不十分と判断され、位記・宣命は恵林寺に保管されることになる。



しかし、この処置に対し、各地の信玄の子孫を称する人々は納得しなかったらしい。再度、渡辺の記述を引用する〔渡辺一九七一 二四三～二四四〕。

信玄の子孫と呼ぶ人々は各地方に多くて県庁のこの仮処分に服さず、しばしばその位記宣命の下付を願ったのであるが、遺憾ながいずれもその材料不備であったので何とも致し方がなかつたのである。そのうち年月は経過したのであるが、県庁でも何とか正統の処置をしなければならぬという議もあり、また一方では米沢市において往昔上杉景勝に庇護せられた武田家の子孫をば正統なるものとして有志の人々が提唱せられ、材料を提供せられて位記宣命の下付を県庁に申し出られた。そこで県庁では、これを決定するの議を史料編纂掛に申しでられた。

米沢武田家は信玄の七男（六男ともされる）信清が、勝頼の滅亡に際し、姉婿・上杉景勝を頼つて落ちのび、その傘下に加わつたことで成立した家系である。渡辺は、米沢武田家は「信玄の子孫ではあるが、系統の順位より言つて正統ならず」、「先年提供せられた材料のうちで東京市芝区内に住んでおられる武田よう子という婦人の出されしものは、たぶん正統ならん」と答えたという。武田容子の系統は、信玄の次男・竜宝の子孫である。竜宝の系統は近世期に大久保長安の事件に関わり大島に配流されているが後に許され、幕府から高家の処遇をうけている。その後、再調査をふまえて武田容子が正統と認められ、容子の養子・信保が正統の認定を受ける〔渡辺一九七一 二四三～二四四〕。昭和二年（一九二七）四月二九日天長節を記念して山梨県議会議事堂で、武田信保に対する祭神贈位御沙汰書の伝達式が執り行われた〔武田神社 一九八九 六八〕。位記は後に武田神社に寄託されている。現在の武田神社祭礼にはこの際に正統と認定された家系の子孫が参加しており、武田家家臣末裔者の会である武田家旧温会の最高顧問もその子孫が務めている。

以上、ここでは贈位後の策命使参向の様相を確認しつつ、贈位という国家による人物顕彰が、墓所や正統の子孫の発見・選定を促すものであることを明らかにしてきた。

次節では、贈位を祝う活動の種々に検討を加えていく。

(2) 贈位を祝う場と人々

拙稿で取り上げた大岡忠相をめぐる祭礼は贈位奉告式が恒例行事化したものであった〔及川 二〇一〇〕。贈位を祝う式典が祭礼へと展開している点に特徴があるが、贈位奉告式自体は多くの人物においても執行されている。以下、その様相を、新聞資料から確認していこう。

まず、贈位を祝う会が行われる場について注目してみる。ここまで検討してきた事例にもうかがえたように、贈位記が授与され、策命文が読み上げられる場がそのまま祝典となる場合がある。すなわち、墓（寺院）ないし神社が祝典の舞台となるのである。『読売新聞』明治一六年（一八八三）六月七日朝刊（通号二五二二）には以下の記事がある。

羽後国秋田の八橋公園内へ一昨年中同地の山中新三郎その他の有志者が盡力にて平田篤胤翁の神祠を建られしが今度同翁へ贈位ありしに付き先月二十七八の両日臨時祭を執行なひ翁の遺墨著書等を展覧せしかバ秋田山形宮城其他の近郷より國學篤志の人々が來集し歌を献じ物を捧げいと盛んなる祭典なりしとぞ

平田篤胤の場合、すでに創建されていた祭祀施設において贈位を祝う臨時祭が催されている。しかし、贈位を祝う会は墓所ないし神社のほか、なんらかの施設・飲食店においても催されている。特に、贈位対象者と出身地を同じくする在京者によって東京府内で贈位式典が催される場合、そのような贈位対象者とは無関係の施設が利用される。もつとも、祭壇を設けるなど、会場の設えには宗教的形式が取り入れられている。『読売新聞』明治二二年（一八八九）三月一二日朝刊（通号四二五三三）記事にみえる、佐久間象山の贈位祝祭は、両国中村楼において催されている。象山の後室、側室、現当主らが列席しているが、その祝宴のさなか、生地であり後に象山神社が創建される松代でも祝祭が行われているとの電報が届いたと同記事では報じ

られている。両国の会場に象山の親族が列席していることから、松代の祝宴は地縁的關係性の意識ゆえに象山を思慕する人々  
が中心を担ったものと推測する。

同様のことを、明治二十四年（一八九一）四月八日に贈位を受けた高知出身者四名の祝祭を報じる同年の『東京朝日新聞』  
五月一〇日朝刊（通号一九三三）記事に確認してみよう。

高知出身の人々ハ去月八日特旨を以て位階を贈られし故土州藩士武市半平太、阪本龍馬、中岡慎太郎、吉村寅太郎四氏  
の爲めに一昨八日麹町區富士見町富士見軒に於て祝祭を行ひたりその模様ハ楼上に祭壇を設け又別室に四氏の遺物を陳  
列したる

（中略）

扱當日來集の人々ハ佐々木伯、土方、田中、清岡の諸氏岩村、石田の諸氏山内候、後藤伯、板垣伯、山地子、中島議長  
等百二十餘名にして板垣伯島本北洲氏等ハ祭文を朗読し終て立食の饗應ありたるよし

同祝祭も東京府内で同郷者らによつて執行されているが、同年八月九日には地元高知の大島岬神社（高知藩の維新殉難者  
を祀る。後の高知県護国神社）でも近似した内容の祝祭が行われている（同年八月一日『読売新聞』朝刊（通号  
五〇九二）」。これら四名については、この後記念碑の建設計画も立ちあげられている（同年八月一〇日『読売新聞』朝刊（通  
号五〇八七）」。なお、近代における高知藩の維新殉難者の顕彰については高田論文を参照されたい（高田 二〇〇七、  
二〇一〇）。

贈位を祝う会の催される「場」に注意を向けてみたが、ここまで検討してきた事例からは、祝祭を行う主体として在京の  
同郷者の存在が浮上してくる。本稿で取り上げた事例の随所にうかがえるように、贈位は地域を単位として請願され、祝わ  
れる側面があった。とりわけ、旧藩という共同性によって、当該地域内外で贈位祝祭を行う例は資料中に多く見出すことが

出来る。『東京朝日新聞』明治二五年（一八九二）三月二六日朝刊（通号二一九五）は、同一三日、大村藩士・松林廉之助（飯山）の贈位祭が旧藩主・大村伯爵の發起で行われ、在京の旧藩士五十名餘の参加があったと報じる。明治三三年（一九〇〇）三月六日、旧佐賀藩主・鍋島直正（閑叟）が従一位を贈られると「鍋島家にてハ近日各分家舊藩臣等を會して大祭典を行ふ」（『東京朝日新聞』同年三月七日朝刊（通号四九〇七））旨が報じられる。また、同年一月一六日の徳川光圀への贈位を祝す会の広告記事を提示してみよう。すなわち、「源義公御贈位被爲在候に付舊水戸藩人申合來る十二日午後三時祝宴會相開候間御參會可被下候」（『東京朝日新聞』同年二月六日朝刊（通号五一七五））というものである。光圀への贈位に関しては、同広告と並んで以下の広告も掲示されている。すなわち、「今般義公様御贈位被爲在候に付來る八日正午十二時より午後四時迄御廟御開扉御參拜相成度此段舊水戸藩人諸君に告ぐ但し御參拜の方ハ洋服又ハ羽織袴着用の事 本所區新小梅町 明治卅三年十二月四日 徳川侯爵家扶」というものである。旧藩士・藩人らは旧藩主の贈位祝祭に主体的に関わり、あるいは、関わるよう呼びかけられている。ちなみに、光圀の祝祭は同一六日に光圀を祀る常盤神社でも挙行されている（『東京朝日新聞』同年二月一七日期刊（通号五一八六））。光圀の贈位は複数の場できりかえし祝われたことがわかる。さらに、恒例行事化したものか否かは未調査であるが、一年後の明治三四年（一九〇一）一月一六日は「義公贈位記念日」として常盤神社境内で臨時祭典と園遊會が挙行され（『東京朝日新聞』明治三四年（一九〇一）一月一七日期刊（通号五五二一））、さらにはこれを記念して茨城県図書館の設置が県会で提議され、満場可決している（明治三四年（一九〇一）二月二三日『東京朝日新聞』朝刊（通号五五三七））。

また、在京の同郷會が主体となつたらしい事例もみえる。『東京朝日新聞』明治二五年（一八九二）二月一三日期刊（通号二一五八）によれば、同一一日、仙臺同郷會が東京府内で林子平（明治十五年「一八八二」六月三日贈位）・三好監物（明治二四年「一八九一」二月一七日期刊）の贈位祭を執行している。さらに、『東京朝日新聞』同年六月一〇日期刊（通号二二六〇）においては、一九日、山梨県の山縣大弐・藤井右衛の贈位祭が山梨県人青年懇親會を兼ねて東京府内で行われる計画のあることが報じられる。

以上、贈位祭と地縁的集団との関係を検討してきたが、贈位請願においてそうであったように、贈位祭の主体もまた地縁的関係性の意識を抱く人々のみではない。

明治四〇年（一九〇七）一月一日に贈位を受けた杉田玄白の場合は職業的関係性を有す集団が主体を担った。『杉田玄白先生贈位祝賀會紀事』によれば、杉田玄白先生贈位祝賀会の発起は奨進医学会および若越医学会であり、医学博士たちを委員とし、明治四〇年二月二日午後一時半から東京医科大学法医学講堂に於いて行われた。講堂壇上正面には杉田玄白夫妻の肖像を掛け、その左右には玄白の自筆画讃二幅、その前には香花をそなえ、右側下方に演壇を設けたという。杉田玄白は小浜藩医であり若越医学会は同郷の関係を有しているが、会合の性格としては医師たちの集会というニュアンスが強い。なお、玄白の祝賀会には杉田玄白の子孫・杉田武も列席している。杉田は「今日は私如き者も遺族であると云ふ廉を以て斯様な諸先生の御會合の席に御招きを戴きましたと云ふことは實に私の光榮之より大なることはありません、私の家族一同先祖一統に代わりまして諸先生の祭典を舉げられましたことを深く謝します」と述べており、祝賀会において主体的な立場にはない〔杉田玄白先生贈位祝賀会 一九〇八 一二〕。もっとも、明治四二年（一九〇八）一月一日『東京朝日新聞』朝刊（通号七六九〇）によれば、医師らの贈位祝賀会が「遺族は関係せず單に醫學者間の催しなりしを以て」、一日、遺族親縁の人々で東京府下芝三縁亭で奉告祭を挙行している。ちなみに、医師たちは明治四四年（一九一〇）三月四日にも同会場において医学の「先哲」宇田川槐園、宇田川榛齋、箕作阮甫の贈位祝賀会を挙行している〔『東京朝日新聞』同年三月七日朝刊（通号八八二七）〕。

以上、贈位を祝う会合について、それが催される場所と関与する人々を焦点として事例を検討してきた。贈位を祝う会合が、墓・神社など人物の祭祀施設において開催される一方、東京府下の同郷人や職業的関係性を有す人々によっても挙行されていることを確認した。府内でも贈位が祝われていたことについては、近代以降華族に列せられている藩主家が東京府下在住であったこと、地域出身者が中央政府の要職についていること、近代以降府下をはじめ諸都市に結成が相次いだ同郷者による集団の存在も視野に含めておく必要があるであろう〔松崎 二〇〇六〕。

## 結びにかえて

本稿では、人物をめぐるローカルな価値観に対してナショナルな価値観が作用する局面として近代の贈位を捉え、新聞資料を素材に贈位をめぐる基礎的事項を確認しつつ、若干の考察を行った。ここでの作業は歴史上の人物をめぐる人々の意識のあり方や活動を、歴史的に把握するための一つのステップであり、近代の時代的背景や同時代における他の事例を視野に含めつつ個別事象にアプローチしていくための基礎をなすものである。

具体的には、贈位の為される機会、贈位策命使参向の過程、贈位を祝う会について種々相を確認してきた。

最後に本稿で行った指摘を整理しておく。あわせて、今後の課題も確認する。

### ① 贈位の機会と請願

贈位の為され方それ自体にも変遷が見受けられた。大正年間までは維新功労者の顕彰を急ぐ機運のもと、天皇・皇族の行幸啓や国家的慶事の機会を利用しながら多くの贈位が行われたが、後には贈位候補者の申請が膨大を極めるなどの問題を生じ、国家的慶事と人物の年忌・年祭へと機会が限定されていった。このような変化は、近代史研究の成果をふまえ、贈位のみならず近代の顕彰政策全体の推移と照らし合わせつつ理解していく必要がある。また、ローカルサイドの積極的な申請や請願があったことは、本稿の関心上きわめて興味深い。贈位は天皇あるいは国家からの恩典として人物に授与されるものであるが、それは必ずしも一方的に下される上からの評価であったわけではなく、ローカルから働きかける性格のものでもあった。このことは筆者が調査している大岡忠相や武田信玄といった事例からは顕在化してこなかった問題である。贈位請願という現象が、人物をめぐる人々の意識あるいは活動の歴史的過程の中で、どのように生じたかを明かにしていく必要があるであろう。

### ② 祭祀施設と子孫の定位

贈位に際しては、策命使参向・贈位記下付の必要上、人物の祭祀施設の所在や正統の子孫の存在が明らかにされる必要があった。そのための調査・選定・考証もおこなわれる。人物の中には、祭祀施設が伝承にゆだねられて無数に存在する場合、忘れられた史蹟になっている場合もある。人物の子孫においても同様である。そのようなケースに対して贈位はどのように作用していったのか、個別事例において検討していく必要がある。

③ 地縁的結合と人物

人物の贈位は、その請願・祝祭の局面において、人物の出身地域と分かちがたく結びついていた。地域アイデンティティの形成・強化、あるいは地域統合の過程において、贈位をはじめとする人物顕彰がどのように作用していったのかを個別に検討していくべきであろう。この点については高木・高田らのすぐれた先行研究がある〔高木二〇〇五、高木二〇〇七、二〇一〇〕。これらの近代の現象は歴史ないし歴史上の人物をとりまく現代の状況をどのように規定しているのであるのか。あるいは、近世以来の文脈にどのように作用したのだろうか。本稿の議論をふまえて、個別事例のそれぞれの歴史を詳らかにしていくことが今後の課題である。

参考文献

阿部安成 二〇〇八 a 「直弼・象山・忠震——競争する記念碑——」(1) 『彦根論叢』三七〇号 滋賀大学経済経営研究所  
阿部安成 二〇〇八 b 「故井伊直弼を考課する。——直弼五十回忌までの歴史批評——」 『彦根論争』三七一号 滋賀大学経済経営研  
究所

阿部安成 二〇〇八 c 「直弼・象山・忠震——競争する記念碑——」(2) 『彦根論叢』三七三号 滋賀大学経済経営研究所  
阿部安成 二〇〇八 d 「直弼・象山・忠震——競争する記念碑——」(3) 『彦根論叢』三七五号 滋賀大学経済経営研究所

板垣哲夫 一九八七 「贈位」 『国史大辞典』八 吉川弘文館

及川祥平 二〇一〇 「ゆかり」の人物にちなむ祭祀」 成城大学グローバル研究センター

奥田裕樹 二〇〇六 「討論」 『日本史研究』五二四 日本史研究会

小松和彦 二〇〇〇 「たましい」という名の記憶装置」 『記憶する社会』 人文書院

小松和彦 二〇〇二 「神なき時代の民俗学」 せりか書房

小松和彦 二〇〇八 「神になった日本人」 日本放送出版協会

近藤安太郎 一九七五 「あとがき」 田尻佐 (編) 『増補版贈位諸賢伝』下 近藤出版社

新谷尚紀 二〇一〇 「資源化される歴史——戦国武将と創出される都市祭祀／戦国武将と伝承される民俗芸能——」 『武士と騎士』

思文閣出版

杉田玄白先生贈位祝賀会 (編) 一九〇八 「杉田玄白先生贈位祝賀會紀事」 杉田玄白先生贈位祝賀会

高木博志 二〇〇五 「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの——近代における「旧藩」の顕彰」 『歴史評論』六五九 歴史科学協議会

高田祐介 二〇〇七 「維新の記憶と『勤王志士』の創出——田中光顕の顕彰活動を中心に——」 『ヒストリア』二〇四 大阪歴史学会

高田祐介 二〇一〇 「国家と地域の歴史意識形成過程——維新殉難者顕彰をめぐる——」 『歴史学研究』八六五 青木書店

武田神社 (編) 一九八九 『武田神社誌』 武田神社

田尻 佐 (編) 一九七五 『増補版贈位諸賢伝』上・下 近藤出版社

長南伸治 二〇〇九 「清河八郎の顕彰——贈位決定までの過程を中心に——」 『明治維新史研究』六 明治維新史学会



羽賀祥二 一九九四 『明治維新と宗教』 筑摩書房

羽賀祥二 一九九八 『史蹟論——一九世紀日本の地域社会と歴史意識』 名古屋大学出版会

松崎憲三 二〇〇六 『県人会と同郷団体』 『都市の暮らしの民俗学 一 都市とふるさと』 吉川弘文館

丸山真男 一九七九 『荻生徂徠の贈位問題』 『近代日本の国家と思想』 三省堂

矢野敬一 二〇〇六 『慰霊・追悼・顕彰の近代』 吉川弘文館

山 泰幸 二〇〇九 『追憶する社会』 新曜社

渡辺世祐 一九七一（一九二九） 『武田信玄の経綸と修養』 新人物往来社

新聞資料

『朝日新聞（大阪）』

明治一六年（一八八三） 八月二四日朝刊（通号一三五四）

明治一九年（一八八六） 三月一九日朝刊（通号二二二二）

明治二〇年（一八八七） 十一月一七日朝刊（通号二六二三）

『東京朝日新聞』

明治二一年（一八八八） 九月二五日朝刊（通号一一三四）

明治二四年（一八九一） 五月一〇日朝刊（通号一九三三）

明治二五年（一八九二） 二月二三日朝刊（通号二一五八）

明治二五年（一八九二） 三月二六日朝刊（通号二一九五）

明治二五年（一八九二） 六月一〇日朝刊（通号二二六〇）

明治三〇年（一八九七） 四月二三日朝刊（通号三八一五）

明治三一年（一八九八） 三月二日朝刊（通号四二一一）

明治三一年（一八九八） 三月二四日朝刊（通号四二一三）

- 明治三十三年（一九〇〇）三月七日朝刊（通号四九〇七）  
明治三十三年（一九〇〇）二月六日朝刊（通号五一七五）  
明治三十三年（一九〇〇）二月十七日朝刊（通号五一八六）  
明治三十四年（一九〇一）一月十七日朝刊（通号五五二二）  
明治三十四年（一九〇一）二月十三日朝刊（通号五五三七）  
明治三十七年（一九〇四）四月十九日朝刊（通号六三七〇）  
明治三十七年（一九〇四）四月二十四日朝刊（通号六三七五）  
明治三十七年（一九〇四）四月二十五日朝刊（通号六三七六）  
明治四〇年（一九〇七）一月二十三日朝刊（通号七三三〇）  
明治四一年（一九〇八）一月十八日朝刊（通号七六九〇）  
明治四二年（一九〇九）九月二〇日朝刊（通号八二九四）  
明治四四年（一九一一）三月七日朝刊（通号八八二七）  
明治四四年（一九一一）二月二日朝刊（通号九〇九七）  
明治四四年（一九一一）二月三日朝刊（通号九〇九八）  
大正六年（一九一七）一月十八日朝刊（通号一万一二六五）  
大正九年（一九二〇）九月二十四日朝刊（通号一万二二二二）  
大正九年（一九二〇）十月二日朝刊（通号一二三二〇）  
大正一〇年（一九二二）一月五日朝刊（通号二万二七一九）  
大正一一年（一九二三）五月五日夕刊（通号二二九〇〇）  
昭和六年（一九三一）一〇月二一日夕刊（通号一万六三三三五）

『山梨日日新聞』

大正五年（一九一六）四月一三日（通号一万二九二二）

『読売新聞』

- 明治一三年（一八八〇）七月二八日朝刊（通号一六五七）  
明治一五年（一八八二）二月三日朝刊（通号二一〇八）  
明治一六年（一八八三）六月七日朝刊（通号二五一一）  
明治二〇年（一八八七）二月二四日朝刊（通号三六三四）  
明治二二年（一八八九）三月二二日朝刊（通号四二五三）  
明治二四年（一八九一）七月四日朝刊（通号五〇五〇）  
明治二四年（一八九一）七月一五日号（通号五〇六一）  
明治二四年（一八九一）七月二〇日朝刊（通号五〇六六）  
明治二四年（一八九一）八月一〇日朝刊（通号五〇八七）  
明治二四年（一八九一）八月一五日朝刊（通号五〇九二）  
明治二五年（一八九二）二月四日朝刊（通号五二三四）  
明治三一年（一八九八）七月一四日朝刊（通号七五四二）  
明治三四年（一九〇一）十一月九日朝刊（通号八七五五）